

## 第1章 総 則

### 第1節 計画の方針

地震災害対策編第1章第1節「計画の方針」を参照のこと。

### 第2節 雪害対策の実施機関及び責務

雪害に関する予防対策、応急対策等については、必要に応じ次の機関で構成する「千歳市雪害対策連絡部」（以下「連絡部」という。）を設置することができる。

連絡部の構成機関及び各機関の責務は、次のとおりである。

機 関 名	各 機 関 の 責 務
千歳市、札幌開発建設部千歳道路事務所、陸上自衛隊第7師団・第11普通科連隊、千歳警察署、北海道（石狩振興局）、空知総合振興局札幌建設管理部千歳出張所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 連絡部の任務は、次のとおりとする。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 雪害に対処するための関係機関相互間の連絡調整及び情報の交換</li> <li>(2) その他対策上必要な情報の交換</li> </ol> </li> <li>2 連絡部の運営は、構成機関職員のうちから当該機関の長が指名する職員によりこれを行う。</li> </ol>

### 第3節 雪害の概況

地震災害対策編第1章第3節「千歳市の特性及び災害の概況」を参照のこと。

## 第2章 災害予防計画

### 第1節 雪害の予防

#### 第1 除雪路線実施区分

除雪路線は、積雪寒冷地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和31年法律第72号）に基づく指定路線及び非指定路線で、特に交通確保を必要と認める主要路線について次の区分により除雪を実施する。

- 1 一般国道に係る道路は、札幌開発建設部千歳道路事務所が行う。
- 2 主要道道及び一般道道で道所管に係る道路は、空知総合振興局札幌建設管理部千歳出張所が行う。
- 3 市道及び前2号に掲げる道路以外の道路で特に重要な路線は、市が行う。

#### 第2 降雪情報等の把握・周知

- 1 降雪や雪害に係る情報の収集、伝達等は総務対策部が所掌する。
- 2 市の定める指定緊急避難場所・指定避難所、防災施設等の防災情報について、市民への周知に努める。

#### 第3 災害応急対策用品の備蓄等

風水害等対策編風水害対策計画第2章第1節「第4 災害応急対策用品の備蓄等」を参照のこと。

#### 第4 市道の交通確保

- 1 市道等に係る除雪は建設対策部が実施する。
- 2 除雪は、消防対策、交通量その他の状況を考慮し、都市計画街路、通学路を優先して実施し、常時2車線の確保に努める。

#### 第5 市民除雪助成

町内会等が主体となり除雪作業を実施する場合には、これに必要なトラック等については無償で貸与することができる。

#### 第6 雪害対策連絡会議

石狩振興局雪害対策連絡会議設置要綱（平成24年3月26日施行）に定められた石狩振興局雪害対策連絡会議により、必要な災害情報の収集及び対策を行う。

## 第3章 災害応急対策計画

### 第1節 災害応急対策の基本方針

地震災害対策編第3章第1節「災害応急対策の基本方針」に準ずる。

### 第2節 災害対策本部

風水害等対策編風水害対策計画第3章第2節「災害対策本部」に準ずる。

### 第3節 災害警戒本部

風水害等対策編風水害対策計画第3章第3節「災害警戒本部」に準ずる。

### 第4節 気象情報の収集・伝達

#### 第1 気象警報の種類

風水害等対策編風水害対策計画第3章第4節「第1 気象警報の種類」に準ずる。

#### 第2 監視及び警戒

主要路線等の監視及び警戒は次の区分により実施し、道路管理者は、積雪等により危険であると認められる箇所を発見したときは、直ちに市及び防災関係機関等に連絡し、必要な措置を取る。

- 1 一般国道に係る道路は、札幌開発建設部千歳道路事務所が行う。
- 2 主要道道及び一般道道で道所管に係る道路は、空知総合振興局札幌建設管理部千歳出張所が行う。
- 3 市道及び前2号に掲げる道路以外の道路で特に重要な路線は、市が行う。

#### 第3 気象予報等の伝達系統

風水害等対策編風水害対策計画第3章第4節「第3 気象予報等の伝達系統」に準ずる。

### 第5節 被害情報の収集・伝達

風水害等対策編風水害対策計画第3章第5節「被害情報の収集・伝達」に準ずる。

### 第6節 災害広報

風水害等対策編風水害対策計画第3章第6節「災害広報」に準ずる。

## 第7節 応援要請

風水害等対策編風水害対策計画第3章第7節「応援要請」に準ずる。

## 第8節 避難

### 第1 避難体制

風水害等対策編風水害対策計画第3章第8節「第1 避難体制」に準ずる。

### 第2 避難情報

雪害により災害が発生した場合、あるいはそのおそれがある場合の避難は、原則として市民の自主的な行動とするが、大雪や風雪等により緊急避難の必要があると判断される場合は、防災関係機関等と調整のうえ、市長等は避難情報の発令を行い、市民等に避難を促す。

なお、避難が必要な状況が夜間・早朝となる情報が得られた場合には、避難行動がとりやすい時間帯における高齢者等避難等の発令に努めるものとする。

## 第9節 雪害対策活動

風水害等対策編風水害対策計画第3章第9節「風水防活動」に準ずる。

## 第10節 応急医療

風水害等対策編風水害対策計画第3章第10節「応急医療」に準ずる。

## 第11節 警戒区域の設定及び避難

風水害等対策編風水害対策計画第3章第11節「警戒区域の設定及び避難」に準ずる。

## 第12節 交通対策・緊急輸送

風水害等対策編風水害対策計画第3章第12節「交通対策・緊急輸送」に準ずる。

## 第13節 生活救援

風水害等対策編風水害対策計画第3章第13節「生活救援」に準ずる。

## 第14節 建物対策

風水害等対策編風水害対策計画第3章第14節「建物対策」に準ずる。

## 第15節 防疫・清掃・環境

風水害等対策編風水害対策計画第3章第15節「防疫・清掃・環境」に準ずる。

## 第16節 要配慮者の対応

風水害等対策編風水害対策計画第3章第16節「要配慮者の対応」に準ずる。

## 第17節 防災ボランティア活動対策

風水害等対策編風水害対策計画第3章第17節「防災ボランティア活動対策」に準ずる。

## 第18節 応急教育対策

風水害等対策編風水害対策計画第3章第18節「応急教育対策」に準ずる。

## 第19節 農林漁業対策

風水害等対策編風水害対策計画第3章第19節「農林漁業対策」に準ずる。

## 第4章 災害復旧計画

### 第1節 市民生活安定への支援

風水害等対策編風水害対策計画第4章第1節「市民生活安定への支援」に準ずる。

### 第2節 災害復旧事業の推進

風水害等対策編風水害対策計画第4章第2節「災害復旧事業の推進」に準ずる。